

木存在し、名高き大木なりし事知られけり。

○蠟燭座址

従前は蠟燭座とて下堤町にあり。利常卿の時代、銀座役金屋彦四郎を蠟燭座棟取に命ぜらる。故に其の頃彦四郎をば蠟燭座彦四郎と呼べり。是金澤蠟燭座の濫觴ならんか。此の座は、他國より輸入せられたる如き蠟燭を吟味する爲に置かれたるものなり。舊傳に云ふ。國初の頃なるか、他國入の蠟燭に火薬を仕込みあり。故に蠟燭座を置きて縮方をなさしめられしと云傳へたりと。按ずるに、彦四郎が蠟燭座を勤めたるは承應の頃なり。承應三年八月會所よりの書札に、蠟燭屋彦四郎とあり。此の頃銀座と兼勤し、自宅をば蠟燭座の役所となしたり。故に蠟燭屋と呼びしなり。然るに天保十年蠟燭座を廢止せられし後袋町へ轉宅す。按ずるに、改作所舊記に、左の上申書を載せたり。

覺

- 一、四百拾八匁九分貳厘 松 任
  - 一、九百八拾壹匁八厘 鶴 來
- 壹貫四百目

御 算 用 場

覺

- 一、九百八拾壹匁壹分 蠟燭役 鶴來村
  - 一、四百拾八匁九分 蠟燭役 松 任
- 壹貫四百目
- 右蠟燭役、古來より鶴來、松任の者役銀指上、蠟燭座仕候に付、村御印に成被爲下、頂戴仕罷在申候。然處金澤之者鶴來、松任御役銀共に奉願候ひ而被仰付、兩所之蠟燭役は、御

寛文十二年正月十八日

福富村 間 兵 衛

喜 兵 衛

又 三 郎

右二ヶ所蠟燭役銀、私共取立人御座候處、是跡より金澤蠟燭座御郡方茂一所に御請任、御役銀翌年正月切に私共方へ上げ來り申候處に、去年内蠟燭座替り申由承候に付て、寛文十一年分御役銀、蠟燭座方より私共方へ上げ申様に相斷候へ共、當蠟燭座金澤傳馬町平右衛門・新立町儀右衛門申候は、蠟燭懸け申斤數に應じ、御役銀指上申候へば、右二ヶ所蠟燭役は不存候由申に付而、御斷申上候。以上。

郡方より取立上げ來申に付、金澤蠟燭座仕者より、石川郡散小物成取立人方へ直に持參仕、請取、今以御土藏へ上げ來申候。金澤蠟燭座茂段々替り申候。御役銀先年は年内上申候得共、天和三年之比、堅町市兵衛与申者御請任、則奉願、御役銀翌年正月上げ來申候。右之通に御座候。以上。

享保三年九月十四日

田井村 二郎 吉  
村井村 與三右衛門  
野々市村 吉 兵 衛

御 改 作 御 奉 行

天保十年藩政改革の時、蠟燭役相止に付、右蠟燭座も廢止せられたり。

○京都中使所址

下堤町西側にあり。俗に京三度と呼べり。金澤町會所留記に載せたる寶永二年正月町奉行詮議書に、京都中使出日、毎月五日・十日・十五日・廿日・廿五日・晦日。右五・六拾年以前より立置。荷物集所元祿四年より御門前町に相立。とあり。又同年二月中使安田屋忠三郎の上申書に、上方中使、先年は大使と申者大分之荷物持參仕、其外に中使と申者有

之、書狀并少々荷物等、京都御當地之間中使仕處、二十ヶ年以前より段々大使は退轉致に付、十五ヶ年以前御斷申上、中使荷物集所相立、八ヶ年許以前より毎月六度宛出日相極置相勤、今以名目中使と申來。とあり。按ずるに、元祿四年より御門前町に相立つとありて、御門前町より下堤町へ移轉せしは、何れの頃ならん。其の年曆いまだ見當らず。右中使より、京都筋への書狀、荷物出日毎に運送せしかど、明治廢藩置縣の際江戸三度飛脚所と共に廢止せられ、更に運漕會社などの、運送所を數ヶ所に立てたりし故、今は殊に自由成る事とは成りたり。

○喜多村屋彦右衛門邸跡

金澤舊家の町人にて、代々下堤町東側に居住し、藥種商を商業とす。慶長の初より、此の邸地に居住すと云傳へたり。明治廢藩の際賣却して退去せり。

○喜多村屋彦右衛門傳

北村家の傳記に云ふ。始祖北村彦右衛門が父は彦次右衛門と稱し、加賀、越中の境なる七黒谷北村と云ふ所に居住せし處、父の死後慶長の初頃金澤へ出で、町人と成り、下堤